

識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食品等の安全・安心の確保は、このために必要な措置が、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づいて講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食品等の安全・安心の確保は、リスクコミュニケーションによる食品等の安全・安心の確保に関する情報の共有を図ることにより、行われなければならない。
- 4 食品等の安全・安心の確保は、このための取組が環境に及ぼす影響について配慮して、行われなければならない。

県の責務

第四条 県は、前条に規定する食品等の安全・安心の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体と連携して、食品等の安全・安心の確保のために必要な措置を講ずる責務を有する。

食品関連事業者の責務

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、事業活動を行う責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等の安全・安心の確保に関する正確かつ適切な情報の提供を行う責務を有する。
- 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品等の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

消費者の役割

第六条 消費者は、基本理念にのっとり、食品等の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 消費者は、基本理念にのっとり、県が実施する食品等の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食品等の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。
- 3 消費者は、基本理念にのっとり、県が実施する食品等の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

基本方針

第七条 知事は、食品等の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向
 - 二 食品等の安全・安心の確保のため総合的に講ずべき施策
 - 三 前各号に掲げるもののほか、食品等の安全・安心の確保のために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。
- 5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

リスクコミュニケーション

第八条 県は、食品等の安全・安心の確保のため、県民に対し、明確かつ平易に、次の各号に掲げる事項に関する適切な情報の提供を行うものとする。

- 一 食中毒その他の食品等による人の健康に係る被害に関する事項